

## 設計基本条件検討会実施要領の運用

### 第2関係

分割業務委託等とは、地区内で既に同類の設計業務を行っていて、基本条件が整理されている業務をいう。

また、簡易な業務とは、修正設計等で、設計業務共通仕様書 付表－1 実施設計照査フローに示す第2回打合せ時に設計基本条件検討会を行うことを特記仕様書に条件明示する設計業務以外のものをいう。

### 第4の1関係

開催時期等とは、設計業務共通仕様書 付表－1 実施設計照査フローに示す第2回打合せ時をいう。検討会を行う業務においては、業務の一環として開催するものであることから別途打合せに係る費用の計上はしない。

実施設計照査フローが定められていない工種においても同様の時期に実施するものとする。

業務担当員は、受託者との連絡調整を行うことと併せて、（総合）振興局内の検討会構成員にも連絡を行うものとする。

また、検討会における受託者の説明力等は、委託業務施行成績評価の際に的確に反映するものとする。

### 第4の2関係

- (1) 基本条件とは、設計業務共通仕様書 付表－1 実施設計照査フローに示す第2回打合せ時に確認する設計計画(1)の内容をいう。
- (2) 次回の検討会の開催の検討とは、検討会において結論を得られず再度開催する必要性が生じた場合や業務の困難性から段階確認時（第3回打合せ等）にも開催する必要性が生じた場合などに開催の必要性について検討することである。
- (3) 施工アドバイザーとは、「施工アドバイザー（試行）実施要領について」（令和3年3月29日付け事調第1731号事業調整課技術管理担当課長通知）による検討会のことである。

### 第4の3関係

検討会の結果等の確認は、別添の様式－1で行うものとする。

様式－1

設計基本条件検討会確認事項

項 目	記 載 欄	備 考
所属名		
事業名		
地区名		
業務名		
受託者名		
設計工種		
履行期間		
検討会の開催日		
検討会の出席者		
検討会の検討項目		
検討会の検討結果		
次回の検討会の開催要否		
次回の検討会の開催時期・ 内容など		
その他		